

令和2年4月2日

東村山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の対応について

日頃より本市の教育にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる都内の感染状況は増加傾向にあり、感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況にあることから、学校の休業措置について、下記のとおり対応することといたしました。学年始めの大切な時期ではございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的としておりますので、ご理解とともにご協力いただきますようお願いいたします。

なお、最新の情報につきましては、東村山市並びに各学校のホームページに掲載してまいります。緊急事態宣言等が発出される等、急な変更もありますので、適時ご確認ください。

記

1 学校の臨時休業の延長について

令和2年3月2日（月）から春季休業日（令和2年4月5日（日））までとしておりました臨時休業を延長し、ゴールデンウィーク明け（令和2年5月7日（木）頃）の再開を予定することといたします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童・生徒に理解させ、人の集まる場所等への不要・不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

【避けるべき条件】

- 換気の悪い密閉空間
- 人の密集
- 密接な距離での会話

※これら3つの「密」が重ならないことが重要

このことは、お子様の健康保持のために屋外で適度な運動等を行うことについて妨げるものではなく、感染を防止する対応を図りながら適切な行動をとっていただくことが重要であると捉えております。

このような状況を踏まえ、児童・生徒の健康保持の観点から運動する機会を確保するために、各学校にて校庭開放を実施する予定でございますので、今後、詳しくは学校のホームページ等でご確認ください。

2 休業中における教育活動について

(1) 登校日の実施について

登校日を設定し、児童・生徒の健康観察や配布物の受け渡し等、2時間程度で実施します。

登校日は「授業日」としますが、保護者の意向で欠席する場合については、欠席扱いとはしません。

登校日の日程については、各学校のホームページでご確認ください。

(2) 入学式について

入学式については、予定していた日程で行い、来賓及び在校生（代表児童・生徒の参加は可とする）は参加せず、教職員、新入学生及び保護者で実施します。

また、保護者の参加は1名までとし、入場は体育館までとさせていただきます。従前のおりマスクの着用等、感染拡大の防止を徹底するようお願いいたします。

(3) 始業式

始業式については、予定された日程で実施します。

(4) 休業期間中の学習について

原則、自宅学習とし、学校から課題を提示します。

自宅学習の課題等については、登校日の際に学校より配布します。

(5) 健康管理の徹底について

臨時休業中においても、マスクの着用や手洗い・うがい等の徹底を図っていただくとともに、毎日必ず検温をし、「健康観察表」に記入してください。児童・生徒等に感染等の体調の変化があった場合は、学校に連絡するようお願いいたします。

また、学校から家庭に連絡することがありますので、確実に連絡が取れるよう、事前にご連絡いただいている連絡先等に変更があった場合はご連絡ください。

(6) 校庭開放について

児童・生徒の健康保持の観点から運動する機会を確保するために、校庭開放を実施します。運動をする際は、教職員による見守りの体制を図った上で、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう指導します。

①対象 市立小・中学校に通う児童・生徒

②会場 在籍する市立小・中学校の校庭

③日時 小学校【令和2年4月9日（木曜）から令和2年5月6日（水曜）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）】
中学校【令和2年4月10日（金曜）から令和2年5月6日（水曜）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）】

（注記）実施時刻は、各学校のホームページでご確認ください。

（注記）開放時間は、概ね2時間程度といたします。

④注意事項・発熱等、体調が優れない場合は、自宅で休養してください。

・中学校においては、学校指定の体育着等で参加してください。

・私物の用具は使用できません。

・雨天時は実施いたしません。

・各学校所定の方法で出席を確認します。

・混雑の状況に応じ、濃厚接触を避けるため入場を制限する場合があります。

・登下校をする際は、徒歩で通学路を使用してください。

(7) 部活動について

中学校における部活動は、屋内外を問わず実施いたしません。

(8) 児童・生徒の居場所づくりに向けた取組みについて

児童クラブに登録していない第1学年から第3学年までの児童及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の中で、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な場合において学校での受入れを行います。

・受入れ申込…別紙「臨時休業期間における学校受入れ確認書」を各家庭より提出していただきます。令和2年4月9日（木）までに各学校へご提出ください。

・受入れ期間…令和2年4月13日（月）から臨時休業期間終了までの平日とします。

・受入れ時間…午前8時30分から午後2時30分（全児童・生徒一律）

※昼食は持参してください。

・登下校…登下校の安全管理は、保護者の責任において行っていただくことといたします。